



宮 崎 県 公 報

平成30年3月29日(木曜日)号外 第16号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

<p>教育委員会規則</p> <p>○県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 1</p> <p>○県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 3</p> <p>○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5</p> <p>○県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 5</p> <p>○県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 5</p> <p>○県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 6</p> <p>○県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 6</p> <p>○教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則…………… 7</p>	頁	<p>○宮崎県産業教育審議会規則の一部を改正する規則…………… 7</p> <p>○宮崎県特別支援教育支援委員会設置規則の一部を改正する規則…………… 8</p> <p>○県立図書館管理規則の一部を改正する規則…………… 8</p> <p>○県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則…………… 8</p> <p style="text-align: center;">教育委員会訓令</p> <p>○職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 9</p> <p>○宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令…………… 10</p> <p>○宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 10</p> <p>○県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 11</p> <p>○高校総体推進課設置規程…………… 11</p> <p>○国体・高校総体準備室設置規程を廃止する訓令…………… 12</p>
--	---	---

教育委員会規則

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第1号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>(課(室)の設置)</p> <p>第1条 県教育庁に、次の課(室)を置く。</p> <p>総務課 [略] 学校政策課</p> <p>特別支援教育室 [略] 人権同和教育室</p> <p>(総務課の分掌事務)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第1章 本庁</u></p> <p>(課の設置)</p> <p>第1条 県教育庁に、次の課を置く。</p> <p>教育政策課 [略] 高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 [略] 人権同和教育課 (課内室の設置)</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">課内室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財務福利課</td> <td style="text-align: center;">育英資金室</td> </tr> </table> <p>(教育政策課の分掌事務)</p>	課	課内室	財務福利課	育英資金室
課	課内室				
財務福利課	育英資金室				

第 2 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(18) [略]
 (19) 庁内各課(室)の事務の連絡調整に関する事。
 (20) 他課(室)の所管に属さない事務に関する事。
 (財務福利課の分掌事務)

第 3 条 財務福利課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(6) [略]
 (7) 県立学校の授業料に関する事。
 (8) 育英事業その他就学奨励に関する事。
 (9)～(14) [略]

(学校政策課の分掌事務)

第 4 条 学校政策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学校(特別支援学校を除く。)の設置、廃止、名称変更等に関する事。
 (2) 高等学校の課程、通学区域及び生徒定員に関する事。
 (3) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導及び職業指導に関する事。
 (4) 児童、生徒及び幼児の就学、入学、転退学等に関する事。
 (5) 教育職員の研修に関する事。
 (6) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
 (7) 児童、生徒の文化及びユネスコ活動に関する事。
 (8) 高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験に関する事。
 (9) 教育研究団体に関する事。
 (10) [略]
 (11) 教科用図書選定審議会に関する事。
 (12) いじめ問題対策委員会に関する事。
 (13) 前各号に掲げるもののほか、学校政策に係る他課(室)の
 主管に属さない事務に関する事。

第 2 条 教育政策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(18) [略]
 (19) 庁内各課の事務の連絡調整に関する事。
 (20) 他課の所管に属さない事務に関する事。
 (財務福利課の分掌事務)

第 3 条 財務福利課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(6) [略]
 (7) 育英事業に関する事。
 (8)～(13) [略]

2 育英資金室においては、前項第 7 号に掲げる事務を分掌する。

(高校教育課の分掌事務)

第 4 条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公立高等学校(中等教育学校を含む。)の設置、廃止、名称変更等に関する事。
 (2) 公立高等学校の課程、通学区域及び生徒定員に関する事。
 (3) 公立高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の組織編制、教育課程、学習指導及び職業指導に関する事。
 (4) 公立高等学校の生徒の就学、入学、転退学等に関する事。
 (5) 公立高等学校の授業料及び就学奨励に関する事。
 (6) 公立高等学校の教育職員の研修に関する事。
 (7) 公立高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関する事。
 (8) 公立高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒の文化及びユネスコ活動に関する事。
 (9) 高等学校卒業程度認定試験に関する事。
 (10) 高等学校の教育研究団体に関する事。
 (11) [略]

- (12) 前各号に掲げるもののほか、高等学校に係る他課の主管に属さない事務に関する事。
 (義務教育課の分掌事務)

第 5 条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公立幼稚園及び小・中学校の設置、廃止、名称変更等に関する事。
 (2) 公立小・中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の教育課程及び学習指導に関する事。
 (3) 公立小・中学校の児童、生徒の就学、入学、転学等に関する事。
 (4) 公立小・中学校の就学奨励に関する事。
 (5) 公立小・中学校の教育職員の研修(特別支援教育に係るものを除く。)に関する事。
 (6) 公立小・中学校の教科書その他の教材の取扱いに関する事。
 (7) 公立小・中学校及び特別支援学校の小・中学部の児童、生徒の文化及びユネスコ活動に関する事。
 (8) 中学校卒業程度認定試験に関する事。
 (9) 小・中学校の教育研究団体に関する事。
 (10) 教科用図書選定審議会に関する事。

<p>(特別支援教育室の分掌事務)</p> <p>第5条 特別支援教育室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(生涯学習課の分掌)</p> <p>第7条 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習に係る<u>他課(室)</u>の 主管に属さない事務に関すること。</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(文化財課の分掌事務)</p> <p>第9条 文化財課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、文化財行政に係る<u>他課(室)</u> の主管に属さない事務に関すること。</p> <p>(<u>人権同和教育室</u>の分掌事務)</p> <p>第10条 <u>人権同和教育室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第11条～第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(11) 前各号に掲げるもののほか、小・中学校に係る他課の主管 に属さない事務に関すること。</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別支援学校の幼児、児童、生徒の就学、入学、転学等に 関すること。</p> <p>(3) 特別支援学校の就学奨励に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関するこ と。</p> <p>(5) 特別支援教育に関する教育職員の研修に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特別支援教育に係る他課の主 管に属さない事務に関すること。</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(生涯学習課の分掌)</p> <p>第8条 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習に係る<u>他課</u>の主管に 属さない事務に関すること。</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(文化財課の分掌事務)</p> <p>第10条 文化財課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、文化財行政に係る<u>他課</u>の主管 に属さない事務に関すること。</p> <p>(<u>人権同和教育課</u>の分掌事務)</p> <p>第11条 <u>人権同和教育課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>公立学校の生徒指導及び安全指導</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>いじめ問題対策委員会</u>に関すること。</p> <p>第2章 出先機関</p> <p>第12条～第16条 [略]</p> <p>第3章 その他</p> <p>第17条 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第2号

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県教育庁職員の職の設置に関する規則(昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(臨時又は特別の職員の職)	(臨時又は特別の職員の職)
第1条の2 [略]	第1条の2 [略]
第2条 [略]	第2条 県教育庁に、副教育長を置く。
2 教育次長は、 <u>教育長を補佐する。</u>	2 副教育長は、 <u>教育長を補佐するとともに、教育長の命を受けて、県教育庁の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</u>
	第3条 [略]
	2 教育次長は、 <u>教育長及び副教育長を補佐するとともに、上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。</u>

3 教育次長の担当する事務は、次の表の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。

担 当	担当事務
教育次長（総括）	(1) 総括
教育次長（教育政策担当）	(1) 総合的教育政策の企画及び調整に関すること。 (2) 長期計画に関すること。
教育次長（教育振興担当）	(1) 教育の振興に関すること。 (2) 市町村教育委員会に係る総合調整に関すること。

4 教育次長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務を共管する。

- (1) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条の規定により教育委員会の議決事項とされている事務
- (2) 前号に掲げる事務のほか特に重要又は異例と認める事務

5 臨時又は特別な事務を処理させるため設置する組織の教育次長の担当事務については、別に定めるところによるものとする。

第3条 法令又は規則に別段の定めがあるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
課（室）	課（室）長	上司の命を受けて、課（室）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課（室）長補佐	課（室）長を補佐する。
[略]		

2 [略]

3 第1項の表に規定する課（室）長補佐は、必要に応じ、2人以上置くことができる。この場合の各課（室）長補佐の職務担当区分は、1人を統括とし、他を業務担当とする。

第4条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に、必要に応じ、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
県教育庁	[略]	
	参事	[略]
	学校支援監	上司の命を受けて、学校支援に係る専門的事項の総合調整に関する事務を掌理する。
	教育庁主幹	[略]
[略]		

第5条 前3条に規定する職のほか、技術員を置く。

第4条 法令又は規則に別段の定めがあるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
課（室） （ただし、県教育庁組織規則（昭和50年教育委員会規則第4号）第1条及び第1条の2に規定する課及び課内室をいう。）	課長	上司の命を受けて、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	室長	上司の命を受けて、室の事務を掌理する。
	課長補佐	課長を補佐する。
[略]		

2 [略]

3 第1項の表に規定する課長補佐は、必要に応じ、2人以上置くことができる。この場合の各課長補佐の職務担当区分は、1人を統括とし、他を業務担当とする。

第5条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に、必要に応じ、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
県教育庁	[略]	
	参事	[略]
	教育庁主幹	[略]
[略]		

第6条 前4条に規定する職のほか、技術員を置く。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第3号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(専決)</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア 教育庁の職員（教育庁参事、教育次長、参事、<u>課(室)長</u>、<u>学校支援監</u>、教育庁主幹、副参事、教育事務所長及びスポーツ指導センター所長を除く。）</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(25) [略]</p> <p>2 教育長は、その専決することができる事務の一部を教育次長、<u>課(室)長</u>その他の職員に専決又は代決させることができる。</p>	<p>(専決)</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア 教育庁の職員（<u>副教育長</u>、教育庁参事、教育次長、参事、<u>課長</u>、<u>室長</u>、教育庁主幹、副参事、教育事務所長及びスポーツ指導センター所長を除く。）</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2)～(25) [略]</p> <p>2 教育長は、その専決することができる事務の一部を<u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>、<u>課長</u>、<u>室長</u>その他の職員に専決又は代決させることができる。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第4号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第53条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>教育次長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は教育次長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>	<p>(教育長の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第53条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>副教育長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長、<u>副教育長</u>又は教育次長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第5号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（教育長の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>教育次長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は教育次長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>	<p style="text-align: center;">（教育長の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>副教育長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長、<u>副教育長</u>又は教育次長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第6号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（教育長の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第42条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>教育次長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は教育次長が校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>	<p style="text-align: center;">（教育長の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第42条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>副教育長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長、<u>副教育長</u>又は教育次長が校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第7号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（教育長の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>教育次長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長又は教育次長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>	<p style="text-align: center;">（教育長の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第52条 法令の規定により教育長の権限とされた事務、教育委員会又は知事の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会が教育長に専決権限を付与した事務並びに知事が<u>副教育長</u>に専決権限を付与した事務のうち、教育長の委任により校長、副校長、教頭又は事務長の権限に属するものとされた事務及び教育長、<u>副教育長</u>又は教育次長が校長、副校長、教頭又は事務長に専決権限を付与した事務の決裁は、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号。以下「事務決裁等規程」という。）による。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第8号

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許の更新等に関する規則（平成21年宮崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す教育委員会の職員）</p> <p>第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） 教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「教育職員であった者」という。）で、宮崎県教育委員会及び宮崎県内の市町村教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者</p> <p>（2） [略]</p> <p>（免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員）</p> <p>第5条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） 教育職員であった者で、県市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者</p> <p>（2） [略]</p> <p>（教育委員会における免許状更新講習の免除対象者）</p> <p>第7条 教育職員免許法施行規則（昭和26年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） 教育職員であった者で、県市町村教育委員会の教育長、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者</p> <p>（2） [略]</p>	<p>（免許状更新講習の修了確認義務を課す教育委員会の職員）</p> <p>第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） 教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「教育職員であった者」という。）で、宮崎県教育委員会及び宮崎県内の市町村教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の教育長、<u>副教育長</u>、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者</p> <p>（2） [略]</p> <p>（免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員）</p> <p>第5条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） 教育職員であった者で、県市町村教育委員会の教育長、<u>副教育長</u>、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者</p> <p>（2） [略]</p> <p>（教育委員会における免許状更新講習の免除対象者）</p> <p>第7条 教育職員免許法施行規則（昭和26年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1） 教育職員であった者で、県市町村教育委員会の教育長、<u>副教育長</u>、教育次長、主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事及び社会教育主事の職にある者</p> <p>（2） [略]</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第9号

宮崎県産業教育審議会規則の一部を改正する規則

宮崎県産業教育審議会規則（昭和61年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（庶務）</p> <p>第6条 審議会の庶務は、県教育庁学校政策課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第6条 審議会の庶務は、県教育庁高校教育課において処理する。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県特別支援教育支援委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第10号

宮崎県特別支援教育支援委員会設置規則の一部を改正する規則

宮崎県特別支援教育支援委員会設置規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第8条 委員会の庶務は、 <u>県教育庁特別支援教育室</u> において処理する。	第8条 委員会の庶務は、 <u>県教育庁特別支援教育課</u> において処理する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第11号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(総務・企画課)	(総務・企画課)
第4条 総務・企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>読書活動の普及及び読書団体の育成に関すること。</u> (9) <u>市町村の図書館活動に対する援助及び協力に関すること。</u> (10) <u>視聴覚ライブラリーに関すること。</u> (11)・(12) [略]	第4条 総務・企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。</u> (9) <u>図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。</u> (10)・(11) [略]
(情報提供課)	(情報提供課)
第5条 情報提供課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。</u> (2) <u>図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。</u> (3)～(6) [略]	第5条 情報提供課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>読書活動の普及及び読書団体の育成に関すること。</u> (2) <u>市町村の図書館活動に対する援助及び協力に関すること。</u> (3) <u>視聴覚ライブラリーに関すること。</u> (4)～(7) [略]

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第12号

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。 1 全日制の課程	県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。 1 全日制の課程																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">校 名</th> <th style="width: 50%;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高鍋高等学校</td> <td>普通、家庭</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	校 名	学 科	[略]		高鍋高等学校	普通、家庭	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">校 名</th> <th style="width: 50%;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高鍋高等学校</td> <td>普通、<u>探究科学</u>、家庭</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	校 名	学 科	[略]		高鍋高等学校	普通、 <u>探究科学</u> 、家庭	[略]	
校 名	学 科																
[略]																	
高鍋高等学校	普通、家庭																
[略]																	
校 名	学 科																
[略]																	
高鍋高等学校	普通、 <u>探究科学</u> 、家庭																
[略]																	
2・3 [略]	2・3 [略]																

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に県立高等学校に在学している生徒の学科については、なお従前の例による。

教育委員会訓令

職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関（県立学校を除く。）

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（平成18年宮崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(履歴書)</p> <p>第5条 職員は、採用時に本庁の総務課長（以下「総務課長」という。）に提出した履歴書に記載した氏名又は本籍に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第1号）により、所属長を経由して総務課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>(休暇の承認等)</p> <p>第10条 職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下この条において「条例」という。）の規定により次に掲げる休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇に係る休暇願（別記様式第3号）をあらかじめ又はその都度総務課長に提出しなければならない。ただし、所属長等の専決事項に属する休暇の請求は、オンラインシステムによって行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 職員は、条例第8条の2に規定する介護休暇の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより、総務課長に休暇願を提出しなければならない。</p> <p>(無断欠勤)</p> <p>第11条 所属長は、職員が休暇の承認を得ずに、遅刻し、早退し、又は私用のため一時勤務を離れたときは、オンラインシステムに当該内容を登録し、事故報告書（別記様式第5号）を総務課長に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第12条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）第2条に規定する承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（別記様式第6号）を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。</p> <p>(営利企業への従事等)</p> <p>第13条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する営利企業への従事等の許可を受けようとするときは、営利企業への従事等許可願（別記様式第7号）を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。</p>	<p>(履歴書)</p> <p>第5条 職員は、採用時に教育政策課長に提出した履歴書に記載した氏名又は本籍に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第1号）により、所属長を経由して教育政策課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>(休暇の承認等)</p> <p>第10条 職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下この条において「条例」という。）の規定により次に掲げる休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇に係る休暇願（別記様式第3号）をあらかじめ又はその都度教育政策課長に提出しなければならない。ただし、所属長等の専決事項に属する休暇の請求は、オンラインシステムによって行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 職員は、条例第8条の2に規定する介護休暇の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより、教育政策課長に休暇願を提出しなければならない。</p> <p>(無断欠勤)</p> <p>第11条 所属長は、職員が休暇の承認を得ずに、遅刻し、早退し、又は私用のため一時勤務を離れたときは、オンラインシステムに当該内容を登録し、事故報告書（別記様式第5号）を教育政策課長に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第12条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）第2条に規定する承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（別記様式第6号）を所属長を経由して教育政策課長に提出しなければならない。</p> <p>(営利企業への従事等)</p> <p>第13条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する営利企業への従事等の許可を受けようとするときは、営利企業への従事等許可願（別記様式第7号）を所属長を経由して教育政策課長に提出しなければならない。</p>

<p>(事故報告) 第15条 [略] 2 所属長は、職員又は職務に関し事故が起こったときは、速やかに事故報告書を<u>総務課長</u>に提出しなければならない。 (出勤簿等の提出) 第20条 <u>総務課長</u>は、必要と認めるときは、所属長に対して出勤簿及び休暇処理簿等の提出を求めることができる。 別記 様式第1号 [略] <u>総務課長</u> [略]</p>	<p>(事故報告) 第15条 [略] 2 所属長は、職員又は職務に関し事故が起こったときは、速やかに事故報告書を<u>教育政策課長</u>に提出しなければならない。 (出勤簿等の提出) 第20条 <u>教育政策課長</u>は、必要と認めるときは、所属長に対して出勤簿及び休暇処理簿等の提出を求めることができる。 別記 様式第1号 [略] <u>宮崎県教育委員会</u> [略]</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員倫理規程（平成20年宮崎県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(利害関係者との間における禁止行為) 第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(4) [略] (5) 利害関係者から未公開株式（<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する<u>証券取引所</u>に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 (6)～(9) [略] 2・3 [略] (倫理監督職員) 第15条 [略] 2 倫理監督職員は、<u>教育次長（総括）</u>とする。</p>	<p>(利害関係者との間における禁止行為) 第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(4) [略] (5) 利害関係者から未公開株式（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する<u>金融商品取引所</u>に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。 (6)～(9) [略] 2・3 [略] (倫理監督職員) 第15条 [略] 2 倫理監督職員は、<u>副教育長</u>とする。</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第3号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関（県立学校を除く。）

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和63年宮崎県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該</p>

<p>各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本庁 教育庁(県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号)第11条に規定する教育事務所及び同規則第14条に規定するスポーツ指導センター(第4号において「教育事務所等という。')を除く。)をいう。</p> <p>(3) 課 県教育庁組織規則第1条に規定する課及び室をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 本庁にあっては<u>教育次長(総括)</u>、出先機関等にあっては当該出先機関等の長</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「教育長」とあるのは「<u>教育次長(総括)</u>又は当該出先機関等の長」と読み替えるものとする。</p>	<p>各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本庁 教育庁(県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号)第12条に規定する教育事務所及び同規則第15条に規定するスポーツ指導センター(第4号において「教育事務所等という。')を除く。)をいう。</p> <p>(3) 課 県教育庁組織規則第1条に規定する課をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 本庁にあっては<u>副教育長</u>、出先機関等にあっては当該出先機関等の長</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「教育長」とあるのは「<u>副教育長</u>又は当該出先機関等の長」と読み替えるものとする。</p>
--	---

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第4号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関(県立学校を除く。)

県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

県教育庁等職員人事評価実施規程(平成28年宮崎県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(苦情等への対応)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、<u>総務課</u>において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(苦情等への対応)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、<u>教育政策課</u>において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

高校総体推進課設置規程をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第5号

本 庁
各出先機関
各教育機関

高校総体推進課設置規程

(目的)

第1条 県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。)第17条に基づき、平成31年度に開催され

る全国高校総体（南部九州ブロック大会）に関する事務を処理させるため、教育庁に高校総体推進課を置く。

（教育次長の主管及び共管）

第 2 条 教育次長（教育政策担当）は、高校総体推進課を主管する。

2 教育次長は、前項の規定にかかわらず、主管事務のうち特に重要又は異例と認められる事務を共管する。

（職の設置）

第 3 条 県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第 9 号）第 1 条の 2 に基づき、高校総体推進課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
課長	上司の命を受けて、高校総体推進課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、高校総体推進課の統括事務を処理する。

2 前項に規定する職のほか、高校総体推進課に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受けて、高校総体推進課の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする高校総体推進課の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は高校総体推進課の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

（雑則）

第 4 条 この訓令に基づき設置される高校総体推進課は、組織規則第 1 条に規定される課とみなす。

2 この訓令に定めるもののほか、高校総体推進課に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

国体・高校総体準備室設置規程を廃止する訓令をここに公表する。

平成30年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第 6 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

国体・高校総体準備室設置規程を廃止する訓令

国体・高校総体準備室設置規程（平成29年宮崎県教育委員会訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。